

物価高騰対策に係る子育て世帯への 臨時特別給付金を支給します

📍こども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

原油価格・物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

※本給付金の支給については、令和4年度一般会計補正予算(第7号)の成立が条件となります。

●支給対象者

令和4年11月分の児童手当(特例給付を除く)の受給資格を有し、本市に住民票がある人

- ①申請が不要な支給対象者…令和4年11月分の児童手当を、本市から受給する人
- ②申請が必要な支給対象者…令和4年11月分の児童手当を、所属庁から受給する公務員

●支給日

- ①の該当者…令和5年1月下旬予定
- ②の該当者…随時

- 支給額…児童1人当たり2万円
- 申請場所…各支所(②の支給対象者のみ)
- 申請期限…3月15日(水)(②の支給対象者のみ)



市HP

支給要件、申請方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

有家総合運動公園グラウンド閉鎖のお知らせ

工事に関すること……📍教育総務課 ☎73-6701
施設予約に関すること…📍ありえコレジヨホール ☎73-6736



夜間照明改修(LED化)のため工事を行っています。すでに仮設工事などは始まっていますが、安全管理、事故防止のため、周回するジョギングコースを含め、工事完了までグラウンドを閉鎖していますのでご理解とご協力をお願いします。

●工事期間…3月31日(金)まで



東大生が実施する 「空き家に関するアンケート調査」に ご協力ください!

📍地域づくり課(西有家庁舎) ☎73-6631

市は東京大学と連携し、学生が地域の課題解決の道筋提案を行う「東京大学フィールドスタディ型政策協働プログラム(東大FS)」を受け入れており、「空き家を生かした地域づくり」のテーマのもと、4人の学生が取り組んでいます。先日、空き家に関する意識調査を街頭アンケート形式で実施しましたが、さらに多くの皆さんからのご回答をいただくため、ご協力をお願いします。

📄空き家に関する意識調査(3分程度で回答できる簡単な内容です)

- 回答方法…スマートフォンなどを使って、QRコードにアクセスして回答してください。
- 回答期限…1月31日(火)



回答フォーム

南島原市原油価格・物価高騰対策支援金 第2期追加および申請期限延長のお知らせ

📍商工振興課(西有家庁舎) ☎73-6633

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の変化などに伴い、原材料や光熱費などの価格が高騰したことで、事業に影響を受けた事業者を支援するため、原油価格・物価高騰対策支援金の申請を受け付けています。

これまでの第1期(対象:令和4年4月~9月)に続き、新たに第2期(令和4年10月~令和5年3月)を追加しました。また、第1期の申請期限も延長しています。

支給要件、申請方法など詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●対象期間

- ・第1期…令和4年4月~9月のうち、連続する3カ月
- ・第2期…令和4年10月~令和5年3月のうち、連続する3カ月

●申請期限(共通)

3月31日(金)



市HP

市民意見募集(パブリック・コメント)を行います

市が策定を予定している次の計画(案)について、皆さんのご意見・ご提案をいただくため、市民意見募集(パブリック・コメント)を行います。

第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画(案)

今後のまちのあるべき姿(将来像)「これからも住み続けたい住んでみたいまちみなみしまばら」の実現のため、市政の基本的な方向性を指し示す「第Ⅱ期南島原市総合計画後期基本計画(計画期間:令和5~9年度)」の策定を進めています。

南島原市脱炭素全体計画(案)

2050年のカーボンニュートラルに向けてのあるべき姿(脱炭素社会)の実現のため、市の基本的な方向性を指し示す「南島原市脱炭素全体計画(計画期間:2050年まで(中間見直し:2030年))」の策定を進めています。

📍財政課(西有家庁舎)

☎73-6625 FAX:82-3086
〒859-2211 西有家町里坊96番地2
✉: seisakukikaku@city.minamishimabara.lg.jp

📍環境課(衛生センター庁舎)

☎73-6644 FAX:85-2078
〒859-2415 南有馬町戊1751番地1
✉: kankyou@city.minamishimabara.lg.jp

共通事項

- 閲覧・募集期間…1月4日(水)~31日(火)
- 閲覧場所…担当課、各支所
※市ホームページにも掲載します。
- 意見などを提出できる人
 - ・市内に在住・在勤・在学の人
 - ・市内に事業所などを有する人
 - ・本事案に利害関係を有する人
- 意見の提出方法(任意様式で可)
意見内容(計画(案)の箇所(項目やページ、行など)とそれに対する意見)、住所、氏名を記載し、担当課または各支所に持参するか、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出してください。
- 意見に対する考え方の公表
お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方は、後日ホームページなどで公表する予定です。
- 注意事項
 - ・計画(案)をご一読のうえ、意見の提出をお願いします。
 - ・意見提出用紙に氏名、住所が記入されていない場合、受付できません。
 - ・公序良俗に反する意見は、受付できない場合があります。
 - ・電話での受付やご意見に対する個別の回答はいたしません。